

令和 7 年分
(山形県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

都道府県	地目	田	畑
	山形県	5 1 0 千円	2 2 0 千円